

令和6年第2回(6月)川南町議会定例会会議録

令和6年6月18日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和6年6月18日 午後1時30分開会

- | | | |
|--------|------------------------|---|
| 日程第1 | 議案第27号 | 川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第28号 | 川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第29号 | 川南町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第30号 | 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第31号 | 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第6 | 議案第32号 | 令和6年度川南町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第7 | 議案第33号 | 令和6年度川南町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第8 | 請願第 1号 | 地方自治法第100条に基づく調査特別委員会(通称:百条委員会)設置を求める請願について |
| 日程第9 | 議員派遣の件 | について |
| 日程第10 | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件 | について |
| 日程第11 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件 | について |
| 追加日程第1 | 発委第 1号 | 議案第32号 令和6年度川南町一般会計補正予算(第1号)に対する修正動議 |
| 追加日程第2 | 発議第 4号 | 「ガザ地区の人命保護及び即時停戦を求める決議案」について |
| 追加日程第3 | 発議第 5号 | 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」について |
| 追加日程第4 | 発議第 6号 | 児玉助壽議員に対する問責決議(案) |
| 追加日程第5 | 発議第 7号 | 児玉助壽議員に対する辞職勧告決議(案) |

出席議員(13名)

1番 乙 津 弘 子 議員	2番 内 藤 逸 子 議員
3番 蓑 原 敏 朗 議員	4番 田 中 宏 政 議員
5番 河 野 禎 明 議員	6番 児 玉 助 壽 議員
7番 中 村 昭 人 議員	8番 米 田 正 直 議員
9番 中 瀬 修 議員	10番 小 嶋 貴 子 議員
11番 三 原 明 美 議員	12番 徳 弘 美 津 子 議員
13番 河 野 浩 一 議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 谷 講平 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長		副町長	河 野 秀 二 君
教育長	長曾我部 敬一 君	会計管理者・ 会計課長	山 本 博 君
総務課長	小 嶋 哲 也 君	まちづくり課長	稲 田 隆 志 君
財政課長	川 崎 紀 朗 君	税務課長	米 田 政 彦 君
町民健康課長	渡 邊 寿 美 君	福祉課長	河 野 賢 二 君
環境課長	甲 斐 玲 君	産業推進課長	河 野 英 樹 君
農地課長	新 倉 好 雄 君	建設課長	黒 木 誠 一 君
上下水道課長	大 塚 祥 一 君	教育課長	三 好 益 夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午後 1 時30分開会

○議長（河野 浩一君） これから本日の会議を開きます。

本日は報道陣の撮影の届け出がありましたので、これを許可しております。申し上げます。

携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いします。

傍聴人の皆様へ申し上げます。

議場内では、議会傍聴規則第 8 条及び 9 条の規定により、議場における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明することはできません。また、写真・動画撮影、録音はできませんのでよろしくお願いします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第 1、議案第27号川南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第 2、議案第28号川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について、日程第 3、議案第29号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第 4、議案第30号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第 5、議案第31号宮崎県後期高齢者広域連合規約の変更について、本 5 議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子さん） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第27号、第28号、第29号、第30号、第31号について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

いずれの議案も、6 月13日に関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第27号川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、審査の結果、4%の賃上げで立候補者が増えるとは思えない。審議会の意見は尊重しなければならないが、議員報酬については広い討議が必要だ。反対討論をするなどの意見がありました。全員反対で否決です。

議案第28号川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正については、当該条例内で引用する条番号に誤りがあったものを正すとともに、用語用字を適正に整え、また指定手続以外の規定もあることから、題名の「指定手続」の部分を「指定手続等」とし、併せて当該題名を引用する関係条例を改正するものです。

審査の結果、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第29号川南町国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険税の医療分の所得割額を100分の7.48に、均等割額を 3 万9700円に、後期高齢者支援分の所得割額を100分の2.71に、均等割額を 1 万5200円に、介護分の所得割額を100分の2.22に、均等割額を 1 万7200円に、それぞれ引き上げるものです。

県へ納める納付金の算定方法は、医療費水準と所得水準に応じた負担となっている。川南町は医療費水準が低い、国保世帯の所得水準が高い。現在、単年度収支の差し引きの不足分を基金から繰入しているが、課題を先送りせず、基金が枯渇しないうちに今上げておく必要があるとの説明です。

審査の結果、賛成4、反対1で賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第30号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、令和5年12月22日に閣議決定された「子ども未来戦略」において、職員配置基準の改善が図られたことから、川南町でも定員配置基準を見直すよう改正するものです。職員配置を1人以上としているところを2人以上にして、職員の負担軽減を図るべきとの意見がありました。

審査の結果、討論はなく、全員賛成で可決であります。

議案第31号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカードと健康保険証が一体化され、現行の被保険者証等が廃止となります。そのため、後期高齢者医療制度の事務に係る規定を改めるため、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、議会の議決を求められたものです。広域連合は、宮崎県全体のことなので、川南町も足並みを揃えろとの意見がありました。

審査の結果、討論はなく、全員一致で可決であります。

以上、報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論、採決は、議案ごとに行います。

議案第27号川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について討論を行います。

本案につきましては委員長報告では否決ですので、賛成の討論から行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（米田 正直君） 議案第27号川南町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部改正について、反対の立場で討論を行います。

川南町特別職報酬等審議会の答申を受けて、議員報酬の月額を引き上げるもので、若い人の議員立候補が少ないことの解消を勘案して、また長年見直しがされていなかったのも、今回の改正案上程となったという担当課からの説明でありました。とてもありがたいことだと、答申をいただいた審議会には感謝申し上げたいと思います。しかし、議員報酬増額を現職議員が議決するのは大変おこがましく、また議員構成の中で委員長と一般議員の差がわずかであり、実態として委員長の役割は、一般議員と比較して大きな差があります。改正案はそのことを考慮されていません。

施行日については、町議会改選後からにしてもらいたいという理由で、議案第27号は反対するものであります。

以上で討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子さん） 議案第27号川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

町村議会実態調査結果の概要では、令和5年7月1日現在の調査では、全国926町村議会があり、議員定数1万807人、年齢構成別では60歳以上70歳未満が3,841人、36.4%と最も多く、次いで70歳以上80歳未満の3,745人、35.3%、50歳以上60歳未満の1,511人、14.2%の順となっている。

なお、平均年齢は64.4歳、最年少は25歳、最年長は93歳です。

議員の職業別では、農業が2,655人、24.9%と最も多く、次いで議員専門の2,580人、24.3%の順となっています。

議員報酬月額の全国平均は、議長が29万6006円、副議長が24万274円、議員が21万8218円です。

国税庁資料では、日本国民の給与所得全国平均、1年を通じて勤務した給与所得者の1人当たり平均給与は467万円です。これを男女別に見ると、男子577万円、女子279万円で、1年を通じて勤務した給与所得の平均年齢は42.6歳となっております。これは、町村議会では60歳以上の議員が活躍しています。なぜなのか、年金やその他の収入がなければ生活ができないからです。

川南町議会の中でも、年齢を考えた場合、70歳以上は7人、60歳以上は3人と、川南町議会議員の平均年齢は67.7歳です。全国平均よりも高いと言えます。ただし、川南町議会議員は女性議員5名なので、他町村とは違い、ジェンダーの割合が極めて良いといえるでしょう。賃金だけの問題ではなく、女性の働きやすい環境や地方議員のなり手不足は、複雑な問題ですが、報酬や待遇の見直し、多様な人材の募集、政治教育の充実、手続の簡素化、サポート

体制の整備、町民参加の促進、広報活動の強化など、様々な対策を総合的に実施することで、徐々に解決に向かうことが期待できます。これらの施策を通じて、地方政治に対する関心を高め、幅広い層からの立候補を促進することが重要だと思います。

したがって、今回の川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、反対です。

以上で反対討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号について採決します。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 起立少数 〕

起立少数であります。

したがって議案第27号川南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、否決されました。

議案第28号川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

そもそもこういう条例を改正する場合は、指定管理者を選定する前に改正するものであって、選定後、そしてこの訴訟、裁判が開始されとるのに改正したら、何か不具合、不都合があるのではないかと痛い腹を探られます。そして、この条じゃのいろいろ読むけど、一語一句変えただけで、この条例は、右にでも左にも取れるようになるので、もしそれが裁判で問題になった場合には、こういう条例をなんで裁判の訴訟中に変えたのか、改正したのか、敗訴した場合は、川南町の執行部、議会の品格を問われるこの条例であります。

したがって、本案件には原案に反対するものであります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔 起立多数 〕

したがって、議案第28号川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号川南町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子さん） 議案第29号川南町国民健康保険税条例の一部改正についての反対討論を行います。

国保の都道府県化が7年目に入り、都道府県で新たな国保運営方針が実施されます。

都道府県化は、以前は市町村が単独で所管していた国民健康保険財政を、都道府県と市町村が共同で運営する仕組みに変えました。加入者から保険料を集めるのは、今までどおり市町村ですが、市町村は保険料を納付金として都道府県に納め、医療機関などへの支払いは都道府県が行うことになりました。都道府県は、各市町村が負担すべき納付金の計算とともに、納付金を集めるために必要な保険料の水準として、標準保険料率を計算し市町村に示します。標準保険料率はあくまでも参考値であり、市町村が法的に縛られているわけではありませんが、納付金を納めること自体は義務であるため、標準保険料率が保険料値上げのテコの役割を果たす結果になっています。

今回の提案理由の説明では、基金が枯渇しないうちに徐々に引き上げを行うとのことですが、国庫負担を増やすことを国に求め、高すぎる国保税の引き下げの手立てを尽くすことこそ必要であることを強く求めて、反対討論といたします。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

他に討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第29号川南町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

改正の原因となっているのは、ただいま発言されました委員長が、常々言いよった医療費の無償を訴えてきましたわけですが、今度国が医療費無償にするということになったわけですが、医療費無償にするためのこれは財源を確保するものじゃありますから、もう日頃町で要求してきたこの委員長のちょっと言うことが違うのかなと思って。今エレベーターに四字熟語が書いてありましたが、本末転倒の委員長の反対討論でありましたが。私は、これは子供の医療費無償に必要な条例改正であるというふうに理解して、原案に賛成するものであります。

皆様の賛同をよろしく。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。

したがって議案第29号川南町国民健康保険税条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第32号令和6年度川南町一般会計補正予算（第1号）、本議案は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子さん） 総務厚生常任委員会に付託されました第32号、第33号について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

いずれの議案も、6月13日に関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。議案第32号令和6年度川南町一般会計補正予算（第1号）、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億883万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を137億783万1000円とするものです。

1款1項議会費1節議員報酬97万2000円と、3節職員手当等21万2000円の合計118万4000円については、平成10年から変わっていない議員報酬について、川南町特別職報酬等審議会で3回話し合わせ、今回の提案との説明です。

報酬等審議会での意見は尊重しなければならないが、町民生活や物価高騰を考える必要がある。自己批判も含めて、なぜ今なのか、もっと時間をかけて議論すべきではないかという意見がありました。このほか、2款1項総務管理費、自治振興費1233万4000円のうち、川南西地区コミュニティセンター建物賃借料939万9000円は、当初予算の計上漏れであり、多賀地区コミュニティセンター備品購入の29万円は、昨年の事務の執行が遅れ、今年度予算を再度計上するという事で、委員から事務の執行には十分注意をするようにとの意見がありました。

2款3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費の12節委託料は、戸籍法の一部改正により、職権で追加した振り仮名が間違いないか、本人に確認するためシステム改修費です。通知は令和7年5月を予定しており、通知予定数は、本籍数8,324通、本籍人口は1万9876人、令和6年3月31日現在ということです。

4款1項保健衛生費2目予防費12節委託料1819万5000円は、带状疱疹ワクチン接種申し込みが増えたことにより増額です。今回不活化ワクチン910人分を計上しています。

議案第32号については、議会費第1節の議員報酬197万2000円及び第3節職員手当21万2000円を減額する修正案を提出します。

議案第33号令和6年度川南町一般会計補正予算（第2号）については、今回の行政処分取消請求事件による訴訟委託料257万円の増額であります。

原案については採決の結果、全員反対で否決となりました。

報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（児玉 助壽君） 付託されました議案第32号令和6年度川南町一般会計補正予算（第1号）における関係予算の審査の経過と結果について報告します。

令和6年6月13日午前10時10分に審査委員会を立ち上げ、関係担当課職員の出席を求め、慎重に審査しました。

原案別段異議なく、討論採決の結果、全会一致で原案のとおり認め可決しました。本委員会に付託された歳入歳入歳出の主なものは、建設課関係で、歳入14款2項5目5節住宅費補助金132万5000円は、国が宮崎県木造住宅耐震促進事業に2分の1以内で補助するものであります。

歳入15款2項6目1節土木費県補助金52万8000円は、県が宮崎県木造住宅耐震化促進事業に4分の1以内で補助するもので、ともに耐震診断事業5件分、耐震改修事業2件分の見込み計上であります。

1月1日に起きた能登半島地震等の影響で、補助に対する財源も厳しくなっているとのことでありました。

次に、産業推進課関係について、歳入15款2項4目農林水産業費県補助金7300万円は、農産物等輸出拡大施設整備事業補助金10分の10の国庫補助事業のトンネル事業であります。

農産物お茶の輸出拡大を目指し、その生産体制を構築するため、工場の増設と機械導入等に必要な施設整備を行う生産法人有限会社大塚園に対して補助する事業であります。

事業効果として、JAS認定（日本農林規格）を得た茶葉を、甜茶（抹茶の原料）へと加工し、需要の高まる海外への輸出拡大を図るものであります。加えて、輸出未実施である生産者からの茶葉加工を受け入れ、全体的な茶葉生産の安定化を図ることが期待されるものであります。

討論、採決の結果、文教産業常任委員会に付託されました案件は全会一致で可決となりました。

以上で文教産業常任委員会委員の審査報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で委員長報告を終わります。

しばらく休憩します。

午後2時10分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

ここで議事日程についてお諮りします。

追加日程第1、委員会発議第1号令和6年度川南町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定されました。

しばらく休憩します。

午後2時11分休憩

.....

午後2時13分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

ただいま、総務厚生常任委員長から議案第32号令和6年度川南町一般会計補正予算（第1号）に対し、修正することの発議が提出されました。

したがいまして、これを本案と併せて議題とします。

まず、原案に対し、修正案提出者の説明を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子さん） 議案第32号令和6年度川南町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議を総務厚生常任委員会発議で、別紙修正案を添えて提出しましたので説明いたします。

第1款議会費の議員の報酬及び期末手当の合計118万4000円につきましては、疑義を正す意見が多数出され、委員会の表決の結果、原案を全員反対で否決し、歳入歳出それぞれ118万4000円を減額する修正案を提出することといたしました。

内容は、議案第32号令和6年度川南町一般会計補正予算（第1号）の一部を次のように修正するものであります。

まず、第1条第1項中、1億883万1000円を1億764万7000円に、137億783万1000円を137億664万7000円に改める。

次に、第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改めるものであります。

歳入18款繰入金第2項基金繰入金3010万1000円を2891万7000円に改め、歳入合計を137億664万7000円に改めるものであります。

歳出では1款議会費1項議会費118万4000円を0円に改め、歳出合計を137億664万7000円に改めるものであります。

歳出の1款議会費1項議会費1目議会費1節報酬97万2000円及び第3節職員手当等21万

2000円を減額する修正案の提出理由として、4%の賃上げで立候補が増えるとは思えない。審議会の意見は尊重しなければならないが、議員報酬については、広い討論が必要だという意見がありました。

今後、慎重に審議するためにも修正案を提出いたします。

以上で終わります。

○議長（河野 浩一君） これから委員長報告及び修正案提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第32号令和6年度川南町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号について採決します。

この採決は起立によって行います。

まず、本案に対する総務厚生常任委員長から提出された修正案について採決します。

本修正案に賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって本案に対する総務厚生常任委員長から提出された修正案については、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決します。

修正議決した部分を除く原案について、賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、議案第32号令和6年度川南町一般会計補正予算（第1号）は、修正議決した部分を除く原案について可決されました。

日程第7、議案第33号令和6年度川南町一般会計補正予算（第2号）、ここでお諮りします。

議案第33号につきましては、川南町会議規則第45条の規定により、先ほど可決いたしましたし

た議案第32号修正案を反映した数字やその他の整理について議長に委任されたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

しばらく休憩します。

午後 2 時26分休憩

.....

午後 2 時27分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子さん） 議案第33号令和 6 年度川南町一般会計補正予算（第 2 号）については、今回の行政処分取消要求事件による訴訟委託料257万円の増額であります。

審査の結果、討論はなく、全員賛成で可決であります。

報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

令和 6 年度川南町一般会計補正予算（第 2 号）については、先ほど議案第32号令和 6 年度川南町一般会計補正予算（第 1 号）の修正案が可決されましたので、第 1 条歳入歳出予算総額の修正を行った内容での討論採決となります。

議案第33号令和 6 年度川南町一般会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号令和6年度川南町一般会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

10分間休憩します。

午後2時27分休憩

.....

午後2時37分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで、日程についてお諮りします。

ただいま、内藤逸子議員他1名からガザ地区の人命保護及び即時停戦を求める決議案及び乙津弘子議員他1名から日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し追加日程第2、発議第4号ガザ地区の人命保護及び即時停戦を求める決議案、追加日程第3、発議第5号を日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書についてを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号及び発議第5号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。暫時休憩します。

午後2時38分休憩

.....

午後2時39分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

追加日程第2、発議第4号ガザ地区の人命保護及び即時停戦を求める決議案を議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（内藤 逸子さん） 発議第4号、ガザ地区の人命保護及び即時停戦を求める決議案について、その趣旨説明を行います。

なお、お手元に配付しております決議案を朗読して、趣旨説明といたします。

ガザ地区の人命保護及び即時停戦を求める決議案。イスラエル軍とパレスチナのイスラム組織のハマスの大規模衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において人命が脅かされるとともに、人々の生活に甚大な被害をもたらす深刻な危機的な状況が続いている。

国際連合安全保障理事会は昨年11月、特に子供を守ることの重要性に鑑み、ガザ地区での戦闘休止と人質の解放等を求める決議を、日本を含む賛成国多数により採択しており、現在の危機的な状況を改善しなければならないとの国際社会の意思が表明されたところである。

いかなる場合においても、人間の命と尊厳を守るべきとの国際人道法の理念を尊重し、この戦闘により一般市民が直面している人道上の危機的な状況を改善するために、事態の早期沈静化が求められている。

よって、本町議会は、イスラエル軍とハマス等との紛争により、多数の犠牲者と深刻な人道危機が生じていることに強い遺憾の意を表するとともに、全ての当事者・関係者に対し、人命保護及び即時停戦に向けて直ちに行動するよう強く求める。

以上、決議する。

令和6年6月18日、宮崎県川南町議会。

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（河野 浩一君） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 国際連合安全保障理事会が昨年11月、特に子供を守ることの重要性に鑑みガザ地区での戦闘休止と人質の開放等求める決議を、日本を含む賛成国多数により採択しており、現在の危機的な状況を改善しなければならないと、国際社会が意思を表明されているわけです。

表明しとるわけですが、国際社会は。なんでこんなちっぽけな川南町議会がこういうことして何になるんですか。パフォーマンスするためのこの川南町議会じゃないち思うとやが。やっぱ、もちっと町民生活のことも考えているような決議を出さないかとやないですか。お宅たちは、もう住民の声である請願書を不採択にしよって、住民の声を聞かんとにもうこのなんですか、誰かが出してるけども、どこの誰かかわからんような人が出したとをよ、何で決議せならんか俺意味がわからんとですよね。

パフォーマンスしたって何も川南町民は評価しませんよ。

○議員（内藤 逸子さん） 現在、日本各地で即時停戦を求めるデモ行進が行われています。

宮崎県でも宮崎駅前、宮崎山形屋駅前でパレスチナを思う市民によるデモ活動を行っております。日本でパレスチナ問題を発信している人たちのもとには、ガザから助けを求める声が届いています。たくさんのガザの人々から何度も何度もアラビア語で助けて助けてとメッセージが届きます。私のもとにも何度もメッセージが届いています。自分たちが選択したわけではない紛争の巻き添えとなって苦しんでいる子供たちを目の当たりにして、何もできないとその叫び声を無視することなど到底できません。ガザからＳＯＳを真剣に受けとめ、各地で様々なイベントを開催しては募金を募ったり、チャリティーバザーやワークショップを開いて、売上げの一部を寄付したりしています。全国いたる地域で毎日毎日街頭に立って、即時停戦のプラカードを掲げて訴えている人もいます。毎日毎日首相官邸、外務省、衆議院外務委員会、参議院外交防衛委員会の委員、地方議員へとメール、はがき、ＦＡＸで即時停戦を訴えている人もいます。国民の一人一人が恒久的即時停戦を実現させるためにできることをしています。人を殺すことをやめろ、これは当たり前の叫びです。子供を殺さないで、大人を殺さないで、誰も殺すなと訴えることは当たり前のことです。即時停戦を求めることは、限定的なコミュニティの過激な理想ではなく、ごく普通の私達の正常な倫理感です。だからごく普通の毎日を守り続けるために、ごく普通の私達がごく普通の暮らしの中でこそ、恒久的即時停戦を求め行動を起こすときです。５月１５日までに全国で即時停戦を求める決議案もしくは意見書を採択した議会は、３００ヶ所に及んでいます。パレスチナとイスラエルの長きにわたる戦いに簡単に口出しすることはできませんが、この壮絶な軍事衝突を対岸の火事のように見つめているのではなく、罪のない多くの私達と同じ大切な一つ一つの命を守るため、世界が一丸となって行動を起こす時です。今すぐ停戦、祈りを形に、思いを行動に、ぜひ本会議の採択させてください。何にもならないかもしれませんが、この決議っていうのが大事なんです。

よろしくお願いします。

○議員（児玉 助壽君） この国を挙げて、やりよるわけです。まあ、私も大した金額じゃないですけど、ユニセフへ寄付したりなんたりしております。また、国に税金を納めとるから、その税金で国の方でしっかりと対応しているわけですから、やっぱ私達は身近な町民の声に対応するのが町会議員の使命じゃねかなと思いますよね。いまいちわからんですがね、あんたの気持ち。気持ちはわかって、実現不可能なもんをするのがいいかなと思とつとです。もう実現不可能なものをして、時間の無駄だと思ってるわけですよ。後ろの傍聴の人も、時間の無駄使いをやめてくださいよっち思っとるかもしれんですよ。やっぱ実現可能なものをですよ、やっぱ決議していった方がいいっちゃねえですか。やっぱりそりゃ、あの人たちの苦しみは十分わかっておりますけど、でも我々が決議をしたかって、どうにもならない問題だと思うわけですよ。どうにもならんこつ、無駄な時間浪費したっちどうかなと思うわ

けですが。

○議長（河野 浩一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。

これから発議第4号、ガザ地区の人命保護及び即時停戦を求める決議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これから発議第4号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号ガザ地区の人命保護及び即時停戦を求める決議案については、採択されました。

お諮りします。

ただいま採択されました。

決議案の取扱いについては議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、決議案の取扱いについては、議長一任することに決定しました。

追加日程第3、発議第5号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見を議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（乙津 弘子さん） 今、児玉議員から発言を聞いてて、ちょっとこれに入る前に、私は長く中学校の社会科の教員をしてて、子供たちになんで地理、歴史、公民、習うのか、勉強するのか、その意義をいつも最初に言いました。地理は空間なんだ、ザーッと日本中世界を見渡して、その中の私は1人なんだ。そして、歴史は本当にどんどん発掘されたりしてますが、ジャワ原人あたりからだったんですが、私はジャワ原人をインドネシアの博物館でお会いしまして、もういわゆるドクロなんですけど、長いことあなたのおかげで稼がせてもらってありがたいということを言いました。ちょっと戻りますが、歴史です。

空間と時間、この中の交わるところにあなたがおるのよと。そしてその中で生きていくた

めにいろんなことを勉強するの、それが公民と言いました。ちょうど児玉議員のお話を聞いて、決してガザもウクライナもよそ事ではありません。子供たちがガザをウクライナを思うとき、心が知識が育つんです。私はそのことを思って、これから読まさせてもらいたいと思います。何か腹立たしくて涙が出そうですが、こらえて言います。

発議第5号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について、その趣旨説明を行います。なお、お手元に配付しております意見書を朗読して、趣旨説明いたします。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから、72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。同年9月20日には、同条約への調印、批准、参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在93カ国が署名し、70カ国が批准している。核兵器禁止条約は、核兵器について、破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに悪の烙印を押した。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止している。条約は被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記している。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに、私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶に繋がる画期的なものだ。

この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められている。

2022年2月24日ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行った。その後も繰り返し核使用の脅迫を行いながら侵略を続けている。また、パレスチナのガザ地区でジェノサイドを行っているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言した。これらは、核兵器の使用、威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものだ。

いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止される先頭に立たなければならない。

核兵器のない世界を強く望む国内外の広範な世論に応えるため、核兵器の非人道性を知る唯一の戦争被爆国として核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばならない。その証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月18日 宮崎県川南町議会。

以上のとおり、内閣総理大臣 岸田文雄殿、外務大臣 上川陽子殿に対して、要望いたします。

各議員の賛同を得て、御決定いただきますようお願い申し上げます。

夏になりますと私は「蟬時雨原爆の2日忘れじ 涼香」お粗末さまでした。

○議長（河野 浩一君） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 私名前が出たから一応言いますけど、わが国は、アメリカの傘の下で平和を享受しております。だからわが国の政府は、日本核兵器禁止条約の参加、調印、批准をせんわけです。わが国はそう、日米韓と共同で仮想敵国を作って、軍事訓練をしております。そうすれば、仮想敵国とされた国は、核が防衛の抑止力として核兵器を開発するわけですが。するとわが国はわが国で兵器を開発して軍事練習を繰り返し繰り返し、それをすればするほど北朝鮮も中国も、やっぱ防衛のためには軍備を進めていくわけですが。今もう兵器をいろいろ開発しよるですがね、日本も戦闘機を。そんげな銭があつたら、北朝鮮に飽をやれば核兵器を作らなくなつとやないかなと思っちゃけど、そういうわけにはいかんとが世の中じゃけんどんよ。仮想敵国を想定したり何たりするよりはですよね、やっぱもうちょっと人類皆兄弟、そういう方向に持っていけば核もいらんような時代になつと思うわけですが。そもそもアメリカが核を開発したとは、日本が戦争を仕掛けたとが原因でありますから、その原因がやっぱ日本が今の北朝鮮のごつ孤立化させられたとが、軍備が拡張になって、戦争に発展したと思うわけですが。北朝鮮の今を見ると、太平洋戦争に突入する前のわが国の何に似ているわけですから、やっぱり隣人愛を持って接した方が、戦闘機を開発したりなんたりすつとよりいいっちゃねえかなち思いよるわけですが。ガザでも一緒ですねイスラエル、隣人同士で喧嘩すつとは、いろいろお互いに宗教問題とかいろいろあるからですね。宗教がない世界と、国境のない世界を作ればですよ、核兵器もなくなるんじゃないかなあち私はそう思うわけですが。乙津議員は社会科の先生であつたか知らんけど、僕なんか社会で100点以下を取ったことがねえかいですよ。そう思うわけですよ。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。

これから、発議第5号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書に対して反対の立場で討論します。

私、この件については、黙って座っておこうと思ったんですが、このことに関して少しちよつと反対の理由を述べさせていただきたいと思います。確かに核兵器廃絶ということのゴールは、私もそのような世界を目指すべきだと思っています。ただ、ここに書いてあるこ

ともよくわかるんですけども、これ日本国もそうなんですけどアプローチ、方向性としては、やはり私はちょっとこの内容と異にしているということでございます。先ほどもありましたけれども、日本は核を保有していないということの中で、近隣の北朝鮮、中国、核の脅威ということには、日々さらされているというふうに思います。Jアラート等の発動等もそうだと思います。ですので、この意見書が言わんとすることはよくわかりますが、私としてはこの意見書に、ちょっと賛同をしてするということは、ここでは控えたいという立場から、反対ということをしていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから発議第5号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。

したがって、発議第5号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書については、原案のとおり採択されました。

ただいま採択されました意見書の取扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「 異議なし 」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって意見書の取扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第8、請願第1号地方自治法第100条に基づく調査特別委員会（通称百条委員会）設置を求める請願を議題とします。

本請願は、常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（児玉 助壽君） 文教産業常任委員会に付託されました請願第1号地方自治法第100条に基づく調査特別委員会（通称百条委員会）を設置を求める請願書の審査の経過と結果について報告します。

原案は町内の、1 川南町商工会、2 宮崎県農業協同組合尾鈴地区本部、3 川南町漁業協同組合、4 川南町各種女性団体連絡協議会、5 川南町若者連絡協議会の町の主たる五つの団体の長が連名で提出されました請願であります。

「そもそも請願とは、国民一人一人の権利であり、私達議員は町民の負託を受けたものであるので町民の願い、請願者の願いを汲んであげたい。しかしこの件に関して、現にTRC側から町を相手に訴訟が起きている。そのこともあるので、間を取って継続審査をしてはどうか」と意見が出ました。一方で、「そもそもあの精算根拠書で入札に参加することが失格であると思う」という意見や、「もう議場で決まったことだ。町民の代表として議会で決めたことなのだから同じことをくり返さなくていい」また、「同じ百条委員会の内容を前回否決している」といった意見が出ました。

採決の結果、賛成少数で不採択となりましたが、裁判で白黒がつき裁判終了まで継続審査とすれば、主権者住民の声を聞き、無視したことにならないので採択し、継続審査すべきとの私の意見を付し、以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告は不採択であります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

〔「その根拠はですね継続審査する、裁判の期間中は、裁判に支障をきたすので100条調査はできないというそういう理由であったのでありますので、採択しても調査をしないということでありますので、裁判が終わったら白黒決着がつくので、調査の必要がないという、私の浅はかな考えであります、いかがでしょうか。やっぱ住民の負託を受けた我々議会でありますから、やっぱり住民の願いを聞き入れるというあたりで、採択して、継続審査とすれば、無難な方向で終わるんじゃないかなというふうに思っております。」という声あり。〕

○議長（河野 浩一君） 先ほども言いましたけど、ただいまの委員長報告は不採択であります。

請願第1号、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会（通称百条委員会）設置を求める請願について討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（中瀬 修君） 請願第1号、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会（通称百条委員会）設置を求める請願について、賛成の立場として討論させていただきます。

原案は、町内の主たる団体の川南町商工会、宮崎県農業協同組合尾鈴地区本部、川南町漁業協同組合、川南町各種女性団体連絡協議会、川南町若者連絡協議会の各団体長が連名で提

出された請願であります。

私はこのたび、この請願書を預かり、紹介議員として提出をさせていただきました。

指定管理者を決定していく一連の手続の中での真実を、町民は求めているようです。

当初、株式会社図書流通センター以下「TRC」と略しますが、委員会プロポーザル審査で1位となりましたが、積算根拠を示す書類の不備が理由で失格処分となりました。選定委員会による審査が終了した後に、TRCが一方的に失格処分とされたことについても、今も納得できないという方が、納得できないという町民が、この請願に込められている言葉として、内容を感じております。

よって、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会（通称百条委員会）の設置を求める請願に同意をいただくことを強く望みます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（養原 敏朗君） 請願に反対の立場で討論いたします。

今回、5つの団体から、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会、いわゆる百条委員会設置を求める請願が出されておりますが、反対の立場で討論いたしますが、請願書によりますと、宮崎日日新聞の記事を根拠に、図書流通センターが書類不備により一方的に失格処分になったとされています。私も再度、選定委員会を招集して、判断決定すべきであったと考えますし、執行者の配慮不足は失態といっても過言ではないと思っております。しかしながら、持ち回りで決裁されており、一方的という断定するには無理があります。また、指定管理者応募書類の受付事務について、行政のプロが行ったもので、提出書類の瑕疵は存在し得ないはず。仮に不備があったとしても軽微で、審査に影響はあり得ないのではとされています。確かに川南町役場職員は、行政のプロであり、全体の奉仕者であるとの教示を持って日々、精錬されていることは認識していますが、残念なことに、時としては事務取扱いに間違いや失念が生じているのは事実であり、今回の安易な取扱いは大いに反省していただきたいと思っております。また、失格とされた業者は、長年、本町の複合施設を指定管理者として運営され、書類提出に際しての積算基礎については、今回も受注できるものと油断や、甘えがあったのではと思っております。最後に、請願者に社会教育団体、あるいは類似ボランティア団体と思われる方々が名を連ねておられますが、多くの方が町政に関心を持っていただくことはありがたいことで、町政発展には歓迎するべきものと考えます。ただ、これらの社会教育団体、あるいは類似団体については、本来の活動に影響は生じないものか、配慮は必要でなかったのか、疑義を大いに感じております。

以上述べまして、今回の請願に反対させていただきます。

皆様の判断をお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（中村 昭人君） 地方自治法第100条に基づく調査特別委員会設置を求める請願書について、賛成の立場で討論をいたします。

百条委員会設置への請願書の取扱いは、委員会で不採択ということでした。理由としましては、TRCが提訴したので、調査は司法に任せるべきとの意見や継続審査としてはどうか、前回の百条調査でも設置は否決をされているというようなことでありました。

今回TRCが裁判の論点としているのは、失格の取消し、川南フロンティアネットワークが決定したことの取消し、そして裁判費用を川南町が負担することを求めるものというふうに聞いております。新聞報道によりますと、TRCは社としての方針や態度は、7月3日に行われる第1回の口頭弁論などで明らかにしていきたいというふうに述べております。

確かに今後の審議の中で、今回の請願者が知りたい事実も出てくるかとは思いますが、今の時点ではそれも確定しているわけではありません。百条調査を続けていく中で、継続するかどうか判断していけばいいとも考えます。

そもそもTRCが提訴に踏み切ったのは、自社のためです。TRC、自分の会社のために提訴を踏み切ったということです。会社が損害をこうむったら民事訴訟を起こす、これは当たり前のことです。一方で百条委員会の調査を通じて町民が求めるのは、なぜ審査で負けてしまった団体が提案されたのか。そして手続の中で、不適格なことが行われたのではないかとということを知りたいということでもあります。この裏にある真実を知りたいのです。会社のためと、町民のため、これは全く視点が違うものです。そして議会が出した百条の設置と、今回、町民から出た百条委員会の設置、こちらも意味が違います。

百条調査が司法を超えてならないのは理解しますが、この場で否決する必要はない。また、並行して調査を行うことも私は可能だというふうに思っておりますので、皆様の御賛同をお願いをして、設置に賛成の討論とさせていただきます。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（三原 明美君） 地方自治法第100条に基づく調査特別委員会（通称百条委員会）設置を求める請願書について反対の立場から討論いたします。

この件については、議会で結果が出ていますので、百条委員会設置については、設置する必要はありません。そして、同じような内容で裁判が始まる予定ですので、真実が明らかになっていくと思います。また、この百条委員会を設置することによって、弁護士費用が発生します。町民の血税を同じ内容で使う必要はありません。

よって反対とします。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから請願第1号について採決します。

本請願に対する委員長報告は不採択です。

したがって、本請願について採決します。

この採決は起立によって行います。

念のため申し上げます。

起立しない方は否とみなします。

本請願は原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成、反対 同数 ）

同数ですね。

以上のとおり、採決の結果、賛成反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

議長は不採択と裁決します。

しばらく休憩します。

10分間休憩します。

午後 3 時33分休憩

.....

午後 3 時43分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

ここで会議時間の変更について申し上げます。

会議規則第9条第2項により本日の会議時間は、議会を終了するまでとします。

○議員（中村 昭人君） ただいまから動議を提出いたします。

日程を変更し、追加日程として、児玉助壽議員に対する問責決議案を先に審議することを求めます。

○議長（河野 浩一君） 暫時休憩します。

午後 3 時43分休憩

.....

午後 3 時44分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

ただいま中村昭人君、他4名から児玉助壽議員に対する問責決議案の動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第6号を日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。
暫時休憩します。

午後3時45分休憩

.....

午後3時47分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

追加日程第5、発議第6号児玉助壽議員に対する問責決議案を議題とします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、児玉助壽君の退場を求めます。

提出者からの説明を求めます。

○議員（中村 昭人君） 児玉助壽議員に対する問責決議案。児玉助壽議員は、6月12日に行われた議会一般質問において、民生委員の処遇改善を求める発言の中で、東高士町長に対し、「町長が3か月、公務にほとんど従事しちょらんけれど、報酬を全額いただいている。民生委員は、一生懸命活動している。同僚議員は、心にもないことを言うが、私は民生委員の処遇を見ると、早く死んでももらいたいというような気持ち」と、発言した。

議員は、町民から負託を受けたものとして、常に町民全体の利益と福祉の向上をその指針として行動しなければならず、高い倫理感が求められていることを自覚して、自らの行動を厳しく律されなければならない。また、執行機関の行財政の運営や事務処理ないし、事業の実施が全て適法適正になされているかどうかを批判し、監視することが議員の務めである。

児玉助壽議員の発言は、3か月以上にわたって町長が職務を果たせていない状況に対する町民の声を届けようとした議員としての責任感からくる批判だったと推察されるが、先に述べたように、発言自体は議員が持ち合わせるべき倫理感に欠け、また議会の品位を貶めるものであったと言わざるを得ない。また、この発言により、議員個人への非難にとどまらず、川南町議会、そしてそれを選んだ町民全体への非難に繋がっていることは、誠に遺憾である。

よって児玉助壽議員に対し、猛省を促すとともに、その責任を強く問い、今後は町民から負託を受けた町議会議員としての高い倫理感に基づいた行動に努めるよう求めるものである。

以上、決議する。

○議長（河野 浩一君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（荻原 敏朗君） はい、お尋ねいたします。

児玉議員に対する、された発言というのはとても許しがたいことだと思っております。ただ、辞職勧告決議を出されることは御存知ですよ。御存知なかったんですか。御存知だったんですか。その前にこの問責決議を出される理由というのは何なんでしょうか。

○議員（中村 昭人君） 辞職勧告決議が先に出ておりまして、私としても、今回の発言に対する児玉議員のいわば議会としての意思表示をどのようにすべきかということを考えてわけです。その中でまず思ったのが、辞職勧告のみの判断ということだけではなく、問責という形で、皆さんにこの発言であったり、発言に至った経緯含めて、議論をしていただきたい、認識していただきたいというものです。それと、これは提案順ということではいくと確かに辞職勧告の先なんですけども、動議ということでこれ会期中にいつでも出せるというのはもちろん御存知ですよ。この動議の発動の中でこの言えば、日程を変更して優先、先に議決すべき件ということの手続というか、これがございましたので、要するに辞職勧告決議の後の問責では逆になってしまいますよね。要するにまずは言えば、言ってしまえば軽い部分から重い部分に議案として進めるというのが議事進行上、認められている手続ということで、今回の問責の方が辞職勧告より先に動議を提案されるということだということです。

○議員（荻原 敏朗君） 私も動議そのものについては、なんら否定するものでもないし、正しい行動だと思います。ただ、ちょっと疑問に思いますのは、より重いとされる辞職勧告決議が予定されておるのに、なぜ問責という、より軽い、懲戒と戒告みたいなぐらいの差があると思うんですけど、されたのかなというふうになんかちょっと思ったもんですから、お尋ねしたところです。

○議員（中村 昭人君） 先ほども申しましたとおり、この児玉議員の発言に対する議会の意思表示が、辞職勧告決議であるということ、これを否決するということ、反対するということになると、何も意思表示をしないということになりますので、問責決議ということの議会からの意思というものを出したと。これが要するに辞職勧告というものは、それぞれ皆さん賛成討論、反対討論されるかと思うんですけど、いろいろ全国の地方自治体でも、辞職勧告等々は出ております。ただ私がこれ思うことでいくと、辞職勧告に値する、いけば厳密な定義というものはこれ存在、なかなか難しい。いろいろな背景、いろいろな理由があって、辞職勧告であったり問責決議案に至るということが、これは現実でございます。要するに辞職勧告決議に今回の発言が相当するのかということの判断の中でいくと、私はこれ一足飛びに、辞職勧告を出すべきではないというスタンスであります。例えば議員の倫理感について、どう議会が判断するのかっていうものは、例えば政治倫理審査会であったりとか、そういったもので図られる、もしくは懲罰動議、懲罰の中でいろんな議員の処分に対して議会から一定程度のペナルティを与える。これが私は踏むべき手続であるんじゃないかと。ただ懲罰動議は事案が発生してから3日以内ということですので、なかなかちょっとここそ

こが私も3日以内の中で出せばよかったんでしょうけども、そういった時間的な制限もあって、今回の動議での問責決議案を提出するに至ったということでございます。町民から選ばれた議員の身分を、やはりこれを辞職勧告は辞めなくていいというか、法的な根拠がない中での勧告ではありますけれども、やはり選挙民に選ばれた議員に対して辞職勧告を促すというのは、やはり慎重にやるべきだという考えのもとに、私は問責決議が適当ではないかということで出させていただきました。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。

これから発議第6号、児玉助壽議員に対する問責決議案について討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（米田 正直君） 児玉助壽議員に対する問責決議案について、賛成の立場で討論を行います。

議会議員として公の場で、議会の品位を損なう発言については厳に慎むべきであると考えます。ましてやその発言が、人の命の尊厳に関わることであればなおさらであります。対象議員は素晴らしい一般質問をされている中で、川南町政の現状を憂い、勢い余って許容できない発言をされてしまいました。とても残念なことであります。長年、町行政や地域において貢献されてきたことにかんがみ、先輩議員に対して大変恐縮ではありますけれども、猛省をしていただくために、問責決議案に賛成であります。議員多数の賛成をお願いし、以上で討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（養原 敏朗君） 今、突然出されました動議、問責決議について反対の趣旨で討論いたします。

提出者は、選挙で選ばれた議員であるから簡単に辞職勧告決議とか、出すべきではないという趣旨も申されました。また、賛成討論の中で、勢い余って出されたものだ、というようなことがありました。皆さん御存知のように、議会というのは自由な発言が保障されなければなりません。ただし、その裏には、秩序ある発言と責任ある自分の言葉には責任を持つという姿勢があるんだと私は考えております。問責決議という軽い処分をすることでは、許されない発言であったのではないかと思います。問責決議という何ですかね、矮小化するようなことでは許されないことであったのではないかと思います。

以上の理由で、今回の問責決議に反対討論とさせていただきます。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（小嶋 貴子さん） 児玉助壽議員の問責決議案に賛成の立場で討論します。

今回の一般質問において、児玉議員は不適切な発言をしました。闘病中の東町長の耳に入ったら、どれほどつらいだろうと胸が痛みます。議場の品位を傷つけ、人権意識のない発言だったと思います。決して許せるものではありません。児玉議員には深く反省してほしいと思います。

今回辞職勧告が出されていたのを知っていますが、私は次の3点において、辞職勧告は厳しすぎると思います。

1点目は、その日のうちに議場において発言を撤回し謝罪していることです。このことは重要だと思います。2点目は、児玉議員の真意は、事実と異なっていると思うからです。児玉議員はストレートに物を言う人です。忖度しません。人の目も気にしません。町のトップが病気で登庁できない中、職務代行も置かず、町政が停滞することを大いに憂えたために、あの発言が出たのだと思います。議会前は病気の町長のことを「もぞなげがね」と児玉議員は言っていました。また、民生児童委員の日々の御苦勞がボランティアで給料ももらっていないのに、町長は高額給与やボーナスをもらっている。この不公平さに対する怒りの感情から出たものだと思います。3点目は、児玉議員は当選6回。児玉議員は、思ったことをはっきり言う、激しい物言いをする、これは今に始まったことではありません。あれだけ乱暴な物言いをするのに当選6回です。これだけ長く町の政治に携わってこられたのは、町民の信頼が厚いことの証明です。私の周りにも「すけさんのあの発言は良くないよ」と言いながら、辞職を求める人はいませんでした。「すけさんは他の誰にも言えないことを言ってくれる。」「すけさんは情の深い人だ。」このような話をよく耳にしました。児玉議員は、言葉は乱暴ですが、町民の心、庶民の心を知る町議会に必要な人物だと思います。

昨年の6月議会、9月議会でも2議会続けて、議員が前教育長に対して人権侵害とも言えるような追及をしてきました。本人を指さし、辞職を促す激しい発言をした議員もいました。しかし、そのときも謝罪で終わっています。

今回、児玉議員の発言は決して許されるものではありません。しかし、辞職勧告は重すぎると思います。

以上の理由で、私は児玉議員の問責決議案に賛成します。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（中瀬 修君） 児玉助壽議員に対する問責決議案に対して、賛成の立場で討論します。

まず、今回の児玉議員の発言を擁護することはできません。食道がんの療養のために、公務を欠席している町長に向けた言葉であったのですが、公人として、今回の発言は、町長をはじめ、闘病中の方々がどのように受け止められたのでしょうか。私は改めて児玉議員に強く猛省を求めます。議場において、謝罪と発言の撤回を行った経緯がありますが、再度

強く猛省を求めることで、この問責決議案に対して賛成として討論させていただきます。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

○議員（徳弘 美津子さん） 児玉助壽議員に対する問責決議、賛成討論いたします。

今回の件を受けまして、私たち議員は、様々な発言の責任があります。

児玉議員も今回の発言の重大性は、時間の経過とともに感じておられると考えます。今回の発言により、病気に苦しむ本人、家族の心情は察して余りあるものです。今回、児玉議員には猛省をしていただき、議員のけじめをつけていただき、併せてこの場での謝罪と、町長家族、そしてがん患者の方々への謝罪をしていただき、この決議に賛成といたします。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから発議第6号児玉助壽議員に対する問責決議案について採決します。

この採決は起立によって行います。

念のため申し上げます。

起立しない方は否とみなします。

この決議案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔 起立少数 〕

起立少数であります。

したがって、児玉助壽議員に対する問責決議案は否決されました。

児玉助壽君の除斥を解きます。

本人が来られましたので、ただいまの結果を発表します。

児玉助壽議員に対する問責決議案は否決されました。

〔「問責決議案、それに議員辞職勧告に対しての弁明の発言を許していただけませんでしょうか。」という声あり。〕

○議長（河野 浩一君） 児玉議員から何か意見が言いたいということですか。

次も。

暫時休憩します。

午後4時13分休憩

.....

午後4時13分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

ここで日程についてお諮りします。

ただいま河野禎明君、他4名から児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案が提出されました。

これを日程に追加し、順序を変更して、追加日程として直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「 異議なし 」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第7号を日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。暫時休憩します。

午後4時14分休憩

.....

午後4時15分再開

追加日程第5、発議第7号児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案を議題とします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、児玉助壽君の退場を求めます。

また退場をお願いします。

〔「弁明の機会はねえ」という声あり。〕

○議長（河野 浩一君） 提出者からの説明を求めます。

○議員（河野 禎明君） 児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案。上記の議案を別紙のとおり、川南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

理由を述べたいと思います。

児玉助壽議員は、令和6年6月12日の川南町議会一般質問において、食道がんで療養中の東高士町長に対し、早く死んでもらいたいと発言した。この発言は、日本政治史上、前例のない暴言である。東町長のみならず、病気から回復する希望を持ちながら、療養に努めておられる方々の心情を著しく傷つけた。他人に対して、死んでもらいたいという発言は、議会人としてのみならず、人として絶対に許されないことである。児玉議員はその後発言を撤回し謝罪したが、テレビでの報道を見てもわかるとおり、事の重大性を全く理解しておらず、反省しているとは言い難い。この発言により、本町議会の品位を著しく損ない、ひいては本町民の議会に対する信頼を失墜させた責任は極めて重大である。児玉助壽議員は、この事態を重く受け止め、直ちに議員の職を辞すべきであると勧告する。

以上が、本決議案を提出する理由です。

○議長（河野 浩一君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「 なし 」という声あり〕

これで質疑を終わります。

これから発議第7号、児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を許します。

○議員（中村 昭人君） 児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案に対しまして、反対の立場から討論いたします。

まずもって、児玉助壽議員の発言は先ほど申したとおりであります。このような事態になっていることに対しましては、誠に遺憾であります。しかし、今回の騒動には2つの側面があると考えます。

1点目は今申した発言内容のことでございます。

もう1点の側面は、発言のこの裏にある背景です。少し話はそれるかもしれませんが、昨年の選挙によって選ばれた東町長、それからスタートした東町政ですが、新中学校建設計画を含め、これまで私は様々な政策において、違う角度から議論をしてまいりました。政治的なスタンスを異にする、いわば政敵であります。しかし、違う意見があつてこそその政治であり、議論があつてこそその政治ですので、これは健全に議会制民主主義が機能しているわけがあります。議論があつてこそその政治という中で、私が最も心がけていることがあります。それは議論の中で、口調は強く激しくなったとしても人の尊厳を傷つけるような発言はしない。最後の一線は越えないようにすることです。しかし、東町長は、とある申入れを私と広報委員長と行った際に、私の尊厳を傷つけるような発言をされました。発言内容はここで申しませんが、そこで副町長も議長も同席しておりました。めちゃくちゃ腹も立ちましたし、訴えることができないのかと思ったこともありました。ここまでこれまで言わないでおきましたけれども、人の尊厳を傷つける発言はしない、最後の一線を越えないようにするべきです。今回のことも私は同じように思います。

他にも、これまで意見の違う町民に対し土下座を強要するなど、威圧的な言動が町長含め、その支持者等に見受けられることが私はあったと思います。また、さきの一般質問で、副町長が町長の病状について、善仁会病院に入院して胃ろうの手術を希望しているとの私の質問に対する答弁でしたが、それでも復帰を望んでいるので、職務代理を置くつもりはないということでした。もう町長不在は4か月になろうとしています。そしてこの間に、図書館管理者のことで、裁判まで起こされている。この状況に、町民の不満が高まっているのも事実であります。このような事実、町民の声があることも、私は皆さんに知っていただきたい、そう思います。

話がそれたかもしれませんが、私はこのような背景も加味した上で、辞職勧告決議案には反対の意思を示したいと思います。勧告に法的な拘束はないとはいえ、先ほど申しましたが、選挙民に選ばれた議員の辞職を一足飛びに判断するのには、私は反対であります。しかし今回の不適切発言に対しては、何らかの意思、何らかの責任を児玉議員にはとっていただきたい。それが先ほどの問責決議の提案に至った次第であります。そして政治家は出所進

退は、自身で決断すべきというふうにも私は思っております。議論は町政発展のためには必要かもしれませんが、私は言葉には慎んだ議論、そして議会運営、町政運営をお願いをしたい、そのことであります。

以上で反対の立場から、終了したいと思います。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（田中 宏政君） 児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案に賛成の立場で討論します。児玉助壽議員の東高士町長に対する、「早く死んでもらいたい」との発言は、議員としても人としても、断じて許される言葉ではなく、東町長だけでなく、がんで戦っている全ての人を傷つける言葉であったと考えられ、議員辞職以外に選択肢はありません。もし、自分の親、妻、子供、孫が、がんで必死に病気と闘っているときに、早く死んでほしいと言われたときに、どのような気持ちになるでしょうか。どのような状況においても、いかなる状況においても早く死んでほしいという発言は、許すことはできません。

一般質問での「早く死んでほしい」との発言の後、議長から発言の撤回を求められたが拒否し、その後自ら発言の撤回、謝罪をしましたが、これは児玉助壽議員の本心とは到底考えられず、周りから促され仕方なく撤回、謝罪したに過ぎません。その後の委員会など質疑中には、私や同僚議員にリコールするぞと暴言を吐くなど、全く反省の欠片もありません。また、テレビ報道のインタビューでは、「言い過ぎたところはほとんどない」と発言。終始、言い訳ばかりで、事の重大さに全く気づいておりません。

川南町議会への信頼と品位を著しく損なわれたであろう今回の発言は、議員辞職以外の選択肢は考えられず、よって児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案に賛成といたします。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子さん） 児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案に対する反対の立場で討論します。

今回の児玉議員の発言は、人として許される発言ではないことは十分承知した上での反対討論は、私自身の進退を問われることは承知でこの討論に立っております。

児玉議員は発言されたあの場面で撤回いたしました。実際、提出者の議員も、委員会室で撤回して謝ったっちゃから良っちゃないかという発言も実際にありました。しかし、テレビ報道が広がるにつれ、ことの重大さに、やはり私達も気づいたわけです。その後のテレビ報道での児玉議員の発言は、同僚議員から言われたように、辞職勧告決議文にありますように、事の重大性を認識している様には見られず、許される行為ではありません。私達議員としての政治に身を置く立場の重要性をどのように重く捉えていたのか、本当にあの発言は残念ではありません。しかし、これは児玉議員に限らず、私も含め、ここにいる全ての議員もしっかり認識しないとならないのではないかと感じます。児玉議員が発言した同日の別の議員の一般質問では、同僚議員が別の同僚議員に対して、許されない発言をしているのも事実として

あります。その発言により、同僚議員は反論ができないまま、それが事実として議事録に残っていきます。今回の児玉議員の発言の裏には、同僚議員の一般質問で、東町長が胃ろうの手術を受ける予定や、副町長が再三の申し出をしても東町長は職務代理も置かない事実を突きつけられた児玉議員は、この行き過ぎた発言になったのではないのでしょうか。また退院し、半日公務に就くと言われた町長を、5月24日に議長、副議長の私、そして議運の委員長として児玉議員と一緒に町長室で面会しましたが、町長が中心静脈栄養をしていると言われ、首からチューブをつなぐ、その姿や声はとてもではないけれど、病気になられる前の背筋をピンと伸ばされ、堂々とした姿からは、とても想像のつかないお姿でした。実はこの日の朝に、児玉委員長に3人で町長の面会に行きましようとしたときに、私が申し出たときに、児玉議員は、「病気で弱つとるのに何を言いに行くとや、もぞなぎじゃろう」と言われました。浜弁で飾ることもなく、6期にわたり、町民から選ばれて20年以上にわたり議員としてしていること。同僚議員の中にも、その人間性で助けられた方がいるのではないのでしょうか。余談ですが、児玉議員は職員の名前を全て覚えると言われております。マスコミで流れた映像には、そのような児玉議員の素顔は垣間見えません。今回は、民生委員の処遇改善に何とかしたいとの熱い思いの流れで興奮してこのような発言になり、そしてこのような事態になったのは本当に残念ではありません。

今回の発言は、倫理感に欠けており、人としては言うてはいけない、許される言動ではありませんが、私達が議員辞職を突き付けるものではなく、児玉議員の進退については様々な声を聞き、選挙で選ばれた議員として自ら決断していただきたいと考え、今回の辞職勧告決議については反対とします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（乙津 弘子さん） 児玉議員のキャラクター、それから日本人の暴言に対する感覚、その辺をちょっとだけ先に、児玉議員の事に入る前に。私は担任をして、学年主任して、いろんな暴言、暴力に出会ってきました。気をつけないければいけないのは、暴言をした人、暴力をした人、暴力した人と児玉議員を結びつけているわけじゃないですよ。先生たちにも多いんですが、本当はあいつはいい奴なんだ。よく聞いたら、なかなかいいところもある。これでね、肝心なのが抜けちゃうんですよ。日本人の特性のようです。例えば、いろいろやったら、その後押んだりして消えると。なんかね、私ねちょっと聞いてて、まず、暴言は言葉の暴力ですよ。それを忘れちゃいかんと思います。浜弁いいでしょう。それね、なんかね聞いててね、だって議会は言論の府でしょ。言葉でやり取りするんですよ。その言葉が私は結構、議会でグダグダ言うてるけれど、実際に「議会だより」を作るときに文字に表してみたら、児玉さんの言葉が実に深いものがあったりして、よく聞きます。読んでます。ただ、昨年、議員になってから、児玉さんとは本当にやり合いました。私は許せません。あんな言葉。例

えば自分が言われてなかったらね、面白く思ったりするんですよ。自分がいじめられてなかったら、関わろうとしないんですよ。これは別に日本人だけとは思わないけれど、児玉議員の言葉で傷ついている議員はいっぱいあると思います。私は傷つく前に、その暴言に対して、私の性格で食ってかかりますけど。「お前お前お前」と大阪でもよく「お前なあ」って言うたりするけれど、討論してる場で「お前」許せませんよ。私はあなたにお前呼ばわりされる筋合いはないと抗議しました。ずっと抗議しています。ずっと喧嘩してます。皆さんやっばり、ここは野っばらで喧嘩してる場所じゃないんですよ。言葉できちっと、やっていかならん場所なんですよ。それを思い出してください。私のまとめてきたこと言います。

児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案に賛成する立場から意見を申し述べます。

児玉議員は、本決議案にあるとおり、自宅療養中の東町長に対して、「死んでほしい」と述べました。これは、あまりに非人道的な発言です。議長が懸命に取消しを要求しました。応じませんでした。ついに、議長職権において削除がなされ、その後、お昼から本人自ら発言内容が不適切であったとして、発言取消しを申し出る経過がありました。ちょっと、この段階では私はもうほっとしたんです。やめさせたいという気持ちよりも、ちゃんと謝罪してくれたと。ところがですよ、発言に驚いた報道機関の本会議終了後のインタビューにおいて、児玉議員は、発言について「悪いと思っていない」と答え、当該放送は、謝罪はありませんでしたと締めくくられる内容で、全国に放送されるに至りました。この結果、児玉議員の議会本会議における謝罪発言は何だったんでしょう。虚偽じゃないですか。私達は言葉で生きてるんですよ。なのに嘘ついたんですよ。それをね、私はね、彼はねちょっとシャイな人もあるしと、一生懸命にちょっと新聞記者の人に言ったりもしたんですけど、もうこれは嘘ついてしまったら議会を欺くとともに、このことは川南町と議会の名誉を著しく傷つけることになってるんですよ、なってしまいました。

児玉議員には暴言傾向があり、というより暴言をね、許してしまったということもあるんですが。6期目を務めるベテラン議員です。でも、そのような発言を聞き流してはいけませんですよ。議会に責任があります。それから、児玉議員と一緒にお仕事をしてきた役場スタッフにも責任があります。私はいつか、最初の頃でしたけど筆記用具を忘れた児玉議員が、私の隣において私に借りればいいのに職員にスマホかけて持ってこさせていました。何とないました。これ同じことじゃないですか、暴言を許すのと。私達議員は一人一人自立してこなあかんのですよ。私もいつか筆記用具を忘れました。頭の中で必死で覚えて帰りました。やっばなんかね、ちょっとやっばりしっかりしなあかんと思います。

今回の暴言は、決議案にあるとおりこれが大事なんです。全国の闘病中のがん患者さんに。びっくりしたと思います。私もお休みをもらって、もう7月まで生きてるかどうかわからんという大阪の先輩、膵臓がんの彼女のところに行きました。私らの年代になるといいます。そしてもう1人京都の先輩のそこ、こちらは肺がんです。行きました。ものすごく何かあのこ

とを思い出して、つらかったです。はい。許容できるものではありません。私は見かけよりはずいぶん熱い方なんで、人には特に子供には生徒には全部受け入れるようにしてきたんですけど、今回は彼自身の人間性をどうこう言いませんが、議会で議員として活動されたいかんのやないかとしみじみ思いました。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（三原 明美君） 児玉助壽議員に対する辞職勧告決議について、賛成の立場から討論いたします。

今回の児玉議員の発言は、議員としての資質を問われる内容です。人間として絶対許すことのできないことです。反省の態度も全然見えません。人に対して言っているいいことと悪いことの区別ができない人が、議員を続けていくことは不可能だと思います。今、川南町にどれだけ迷惑をかけているのかわかりますか。川南町は怖い。川南町には住みたくない。川南町から出ていきたい。の声が多く聞こえてきます。今までも暴言に値する発言を人にぶつけることが幾度かありましたので、いつかこんな日が来るのではないかと考えていました。この児玉議員のこの発言を許す方が、この川南町の議会の中にいるとしたら、人間として、議員としての資質を疑います。自分の親族が、他人から早く死んでもらいたいと言われたら許せますか。何があっても、どんな場面でも絶対に言うてはいけない言葉ですよ。なぜ許すんですか。現在、病と闘っている方々の気持ちを考えることもせずに、児玉議員は言いたい放題。児玉議員は、川南町のために自分のためにも、そして児玉議員を選出してくださった方々のためにも、自ら辞職するべきです。しかし、辞職する様子も今日まで見えません。

児玉議員に対する議員辞職勧告決議案に私は賛成します。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

○議員（内藤 逸子さん） 児玉助壽議員に対する辞職勧告決議に対する賛成討論をいたします。

今回の児玉議員の町長に対する発言は、これまで私が議員になって初めての経験です。こんな発言で辞職勧告決議案を出すことは、過去に例を見ないのではないのか。今回の発言に対して、議長から即座に訂正を求めましたが、児玉議員は訂正を拒否し、否定し議員辞職勧告を出した場合は、その辞職勧告を受け入れる覚悟があると発言しました。しかし、休憩後、「不適切な発言をお詫びし、取消します。申し訳ありませんでした」と撤回しました。6月13日木曜日のMR Tテレビ放送では、「言い過ぎたなと思うところはありますか」との記者の質問に対して、「ほとんどない」と発言されました。本当に心から反省し、発言を悔やんでいるとは思えません。

町を停滞させさせないために、職務代理者を据えて町を回すことをしなかったら、町の経済が回らないとも発言されていますが、今回の不適切な暴言と職務代理者の話は、別な話で

す。これを混同してはいけません。この暴言を許すことは、川南町議会議員としての品位に欠けることです。この暴言を許すことはできません。町長だけでなく、町民やがん闘病中の方やそれを支える方をも傷つける発言です。児玉議員より私に電話がありましたが、辞職勧告決議に対して、やれるものならやってみろなど言われました。私が話を静かに聞いていると、なぜ反論しないのかと言われましたので、私は、議論は議場でさせていただきますと電話を切りました。ただ、電話を切った後に、なぜ私に電話をかけてきたのかと考えたところ、児玉さんは、議員を続けていきたいのではと思いましたが、私はこの発言は、人間として人として許せない発言で、決して許すことはできません。この発言によって、川南町の議会は混乱し、役場の議会事務局には、実際にがん闘病中の家族の方から抗議があっています。私にも直接、このことの真偽を問う電話が何件もかかってきました。確かにこの発言は議事録から削除されましたが、これを聞いた人ははっきりと残っています。忘れたくても忘れることはできません。この発言は言葉の暴力です。

児玉議員は議員としての言葉の重さ、発言の重さを御自身でしっかり考えていただきたい。今後一切、悪意のある発言をすることはやめていただきたい。辞職勧告決議をしたとしても、辞める辞めないは本人の意思ですから、辞表を出さない限り、議員を辞めさせることはできません。児玉議員は、川南町議会議員の中では一番長い議員経験者です。議員の手本になってしかるべき人です。議員として潔くけじめをつけていただきたいと考え、賛成討論といたします。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

ここで1つ提案ですけど、児玉議員が採決前に弁明をして、その後採決した方がいいっちゃねえかという意見が出ました。

そのことは、法的にどういった措置を取っていいのか私はわかりませんけど。

提案ですけど児玉議員の意見を聞いて採決することよろしいでしょうか。

一応弁明したいということが提案があったそうですので、どうでしょう。

しばらく休憩します。

10分間休憩します。

午後 4 時53分休憩

.....

午後 5 時03分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで児玉議員より、一身上の弁明の申し出がありましたので、お諮りします。

お諮りします。

発言させることでよろしいでしょうか。

発言させることでよろしいという方は起立してください。

〔 起立少数 〕

これはほんならできませんね。

議第7号児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案について採決します。

この採決は起立によって行います。

念のため申し上げます。

起立しない方は否とみなします。

この決議案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

はいわかりました。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。

したがって、児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案は可決されました。

児玉助壽君の除斥を解きます。

児玉議員どうぞ。

会議を再開します。

ここで児玉議員より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

先ほどは採決する前に意見を聞くかどうかの話です。

これが終わってからの発言を許可いたします。

○議員（児玉 助壽君） いいですか。この度、令和6年第2回6月川南町議会定例会一般質問において、病氣療養中の東町長に対し、大変失礼な暴言を吐いたことを深く反省し、お詫び申し上げます。また、同じような病気を患い病魔と闘っている患者様の心情を害し、なおかつ多くの町民の方に不快な思いをさせたことを深く反省し、お詫び申し上げます。が一度吐いたつばは飲み込めない。という例えもあります。今回この反省謝罪も、報道テレビ等で、いやあ反省謝罪の姿勢が見えないと報道されておりますので、嘘くさいものになりましたが、本決議案の提出者、問責決議提出者におかれましては、私の吐いた言葉を暴言と言い、私に謝罪と猛省を求めています、ちまたでは、少数ですが「暴言ではない正論である。」「納税者の声を代弁してくれた、その勇気のある発言だった。」と称賛する声も聞かれます。また絶対やめるなという支持者からの声もありますので、これは可決されたとしても議員辞職する気はありません。だからといって事件を正当化する気はありませんが、そこで提案者に伺いますが、現在、町長が決裁できず、町政が停滞し、前進できない状況下の中で、予算編成を提案、決裁権等、何もない無力の議員を辞職させて、どれだけの納税者が喜び、利益を得るのか、またこの決議案にどれだけの法的拘束力があるのかを伺います。

今回、議会初日に議員の皆さんに、「新生川南が誕生し1年が過ぎ、多くの課題を抱えたままの船出で、我々一丸となってこの課題を解決すべく前進しなければなりません。」と東町長は文書につづり提出されましたが、しかし、本町の有能な職員が、課題解決の立派な政策立案をし、起案をしても、それを決裁する町長の職務代理者がおらず、本年度はそのため、事業進達ができず、補助事業申請期限が迫る中、補助枠が埋まる中、現在もまだ1件も県の方に補助事業申請が上がっておらず、県内の各自治体全てが補助事業申請が終わっているのに、川南町は何をしているのか。大丈夫なのかと県が心配していると聞きます。

本町、この田舎の小規模基礎自治体は、「三割行政」と言い、3割が自主財源で残り7割が県や国の補助事業に依存しており、来年度以降はいかに住民の福祉向上を叫び、まちづくりの理想を掲げても、その実現は難しく、こうした決裁者不在の不健全な状態が続くと財政自体が行き詰まり、新しい事業は一切できなくなって、活発な行政の展開を計画的に行うことは不可能になります。ここに参集されておられます議員皆様に伺いますが、町の一番大事な責務は何だと思っていますか。それは、職員が政策立案し、起案した書類を決裁し、事業を進達するのが責務が一番大事な町の職務であります。それをしないで怠っている状態で、1万4000人の町民の生活と暮らしを守ることができますか。私はできないと思っています。

○議長（河野 浩一君） 児玉議員、手短にお願いします。

○議員（児玉 助壽君） わかりました。1時間ばかり言ってっちゃけんどんよ。

この決裁者不在を解決するのが、我々議員の職務であります。そして、私に議員辞職勧告決議案を提出した皆さんが、数の力で職務代理の能力のない副町長を選んだ任命責任を町民に問われると思いませんか。それがわかっていて、私がちょっとだけ恥をかくだけの、何の法的拘束力のない決議案を提出して何になるのですか。時間の無駄ではないのか。時は金なりと言います。時間の浪費は犯罪と言いますが。

○議長（河野 浩一君） 児玉議員とにかく早く終わってください。

みんなあれしてるんですよ。

早く終わるのを待ってます。

とにかく手短にお願いします。

○議員（児玉 助壽君） 皆さんの言いたい放題のこの決議案の賛成討論を聞いたらよ、相当言いたいですけどね。

○議長（河野 浩一君） そのことに対してあんたは言う権利はないと思うけど。そのためにお宅は席を外してるわけだから。

○議員（児玉 助壽君） 盗人にも三分の理ちゅとがあります。人を殺しても私は無罪ですっていう弁護士をつけてそういうことができるわけですから、もう別にいいと思いますがね。

私にこの反省を促す前に、決裁者不在の状況下を…

○議長（河野 浩一君） もう児玉議員、発言をやめてください。

○議員（児玉 助壽君） 決裁者がおらん中で、もうそういうなんで気持ちで言うたっちゃね。決裁できる人を擁立すつとが我々議会の責任じゃねえとですか。1万4000人の住民の生活と、暮らしを守るために、そういうこと…

○議員（乙津 弘子さん） ちょっと言わせてください。

○議長（河野 浩一君） もうこのことはもう終わりました。

次行きます。

日程第9、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「 異議なし 」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第10、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件についてを議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「 異議なし 」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「 異議なし 」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和6年第2回川南町議会定例会を閉会します。

午後5時18分終了

.....